

科目別 電験三種 演習問題集「法規」第3版 正誤表

題記の書籍の中に、下表に示す誤記がありましたので、お詫びして訂正いたします。

著者 ; 柴 崎 誠

正 誤 表

訂 正 箇 所	誤 っ て い る 部 分	正 し い 表 記
P144 の「基礎問題」の設問文の 2 項	2. 土地に自立して施設するもののうち、 <u>接地</u> 面からの・・・	2. 土地に自立して施設するもののうち、 <u>設置</u> 面からの・・・
P145 の「基礎問題の答」の行	【 基礎問題の答 】 ・・・・ (エ) 土砂流出	【 基礎問題の答 】 ・・・・ (ウ) 土砂流出
P145 の「基礎問題の答」の 9 行目	第 2 問は、同省令の第 4 条第六号からの出題であり、 <u>接地</u> 面からの・・・	第 2 問は、同省令の第 4 条第六号からの出題であり、 <u>設置</u> 面からの・・・
P170 の表 6 の中	表中の縦列が「低圧架空電線路の上方」で、横列が「高圧電線路の高圧ケーブル」の欄の最小離隔距離が <u>0.4 cm</u> になっている。	表中の縦列が「低圧架空電線路の上方」で、横列が「高圧電線路の高圧ケーブル」の欄の最小離隔距離を <u>0.4 m</u> に修正する。
P253、図 8 の中の吹き出しの中の説明文	二. モジュールの 支持物 は、日本産業規格で規定する 強度 を有するものとし、高さが 9m を超える 場合は 建築基準法 で定める 構造強度 の規定に適合するものであること。	六. 土地に自立して施設されるもののうち、設置面からの太陽電池アレイの最高の高さが 9m を超える 場合には、 構造強度 等を規定する 建築基準法 に適合して施設する。
P276 の模擬問題の設問文の(5)の 3 行目	(5) 太陽電池モジュールの支持物は、その支持物の高さにかかわらず日本産業規格の「太陽電池アレイ用支持物設計標準」により規定する強度を有するものとし、かつ、支持物の高さが <u>4m</u> を超える場合には、更に建築基準法の工作物に適用される構造強度に係る各規定に適合するように施設する。	(5) 土地に自立して施設するもののうち、設置面からの太陽電池アレイの最高の高さが <u>9m</u> を超える場合には、構造強度等に係る建築基準法及びこれに基づく命令の規定に適合するように施設する。
P277 の図の (5)	(5) モジュールの 支持物 は、日本産業規格で規定する 強度 を有するものとし、高さが 9m を超える 場合は 建築基準法 で定める 構造強度 の規定に適合させる	(5) 土地に自立して施設されるもののうち、設置面からの太陽電池アレイの最高の高さが 9m を超える 場合には、 構造強度 等を規定する 建築基準法 に適合させる
P313 の上から 2 行目	重力の加速度を <u>8.9</u> [m/s ²]、・・・	重力の加速度を <u>9.8</u> [m/s ²]、・・・
以下余白		